主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人古賀久仁衛の上告理由第一点、第四点について。

所論戸籍届出委託確認審判の効力に関する原審の判断は正当である。所論は畢竟独自の見解に立つて原審の右判断を非難するものであり採用できない。その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克